

国立情報学研究所

大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関する
サイバーシンポジウム



教育研究に関する最近の著作権施策について

授業目的公衆送信補償金制度・図書館の権利制限規定の見直し

2021年3月19日

文化庁著作権課長

岸本 織江



教育のDXを加速する著作権制度 ～授業目的公衆送信補償金制度について～

制度の意義 教育向けのコンテンツのサブスクリプションサービス

- あらゆる種類の著作物利用についてワンストップの指定管理団体を通じ権利の一括処理が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、教育などの未来への投資に生かす。
- 一方、作家や作曲家などクリエイターへの対価還元により次なる創作を促す。

許諾権の制限とワンストップの窓口
コンテンツの定額利用サービス

学校など
教育機関の設置者※1



補償金の
支払い

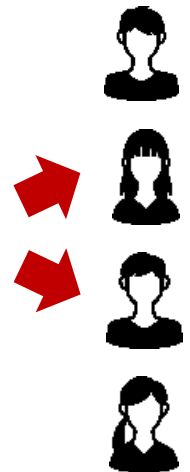


指定管理団体※2

授業目的公衆送信
補償金等管理協会
(SARTRAS)



分配業務受託団体
(著作権等管理事業者等)



補償金の
分配

作家や作曲家
などの権利者

●利用のための許諾が不要

- ⇒権利者を探さなくていい
- ⇒利用を断られない

●早くて簡便な手続

- ⇒授業準備に余分な手間を取らない
- ⇒教員や児童生徒は手続き不要

学生等1人当たり年間数百円程度
で何度でも利用可能※3

(補償金額の一例)

- 大学 720円
- 中学校 180円
- 高校 420円
- 小学校 120円

(補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。)

※1：著作権法第35条第1項・第2項。 ※2：著作権法第104条の12。 ※3：学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能。人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する教育機関や通信制教育機関、特別支援学校・学級、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生については50%減額。詳細は授業目的公衆送信補償金規程を参照。

授業目的公衆送信補償金制度での変化（開始前）

この制度が開始される前は、利用者は「複製」と「一部の公衆送信」のみ無許諾・無償で行えた。

無許諾・無償

（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



（著作権法第35条第3項）

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用する資料や講義映像を遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信



同時中継 遠隔地の会場



要許諾

（権利者毎に個別に許諾を得る必要）

（著作権法第35条第1項・第2項）

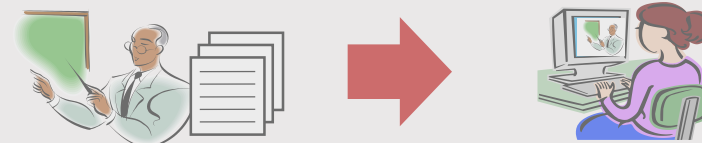
平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

授業目的公衆送信補償金制度での変化（開始後）

この制度が開始されることで、利用者は「**その他の公衆送信全て**」を**無許諾・有償**で行えるように。

無許諾・無償

（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



（著作権法第35条第3項）

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用する資料や講義映像を遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信



同時中継

遠隔地の会場



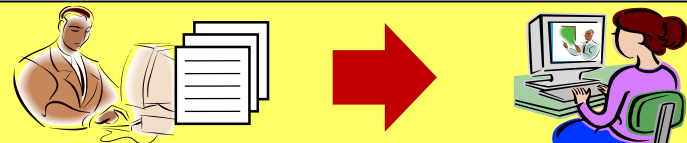
無許諾・有償 （文化庁が認可する補償金）

（著作権法第35条第1項・第2項）

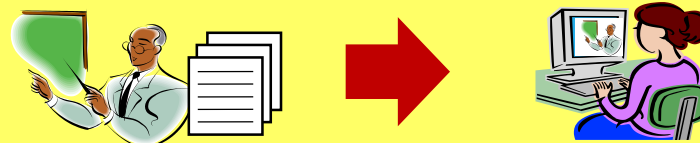
平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



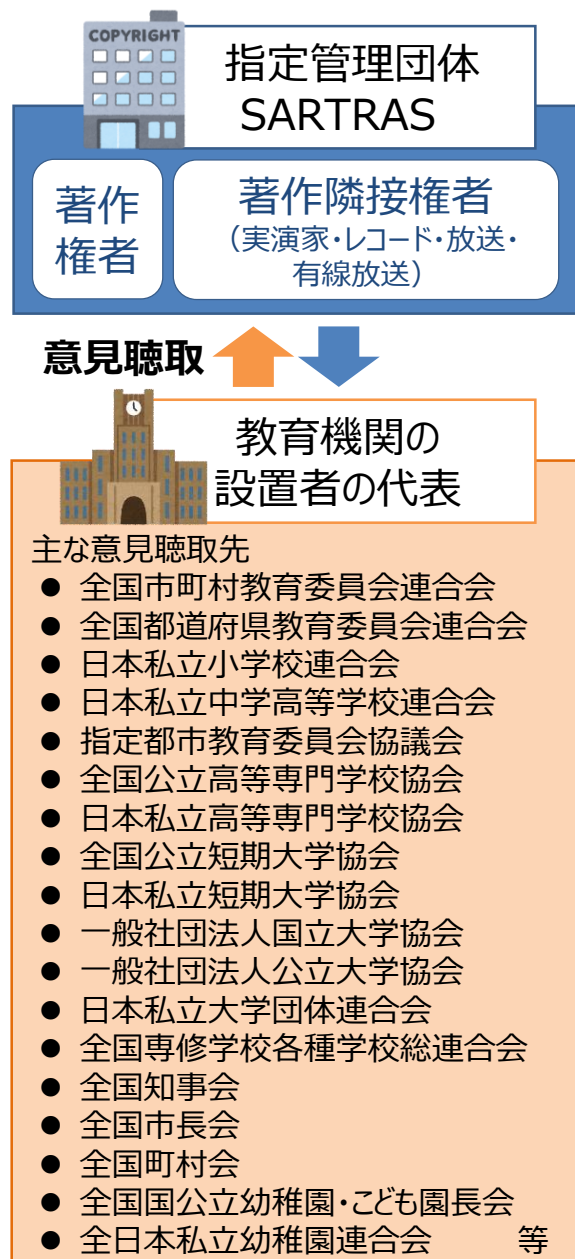
※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

著作権法第35条運用指針の主な内容

- 授業を目的とする著作物利用についての著作権法の運用に関するガイドラインを下記のような例示を含めて「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が策定し、公表。

用語	対象の例	対象外の例
公衆送信	学外に設置されているサーバーに保存された著作物の送信 多数の履修者等への著作物のメール送信	学校の同一の敷地内に設置されているサーバーを用いて行われる校内での送信 (公衆送信に該当せず、無許諾・無償。)
学校その他の教育機関	幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、 公民館、博物館、美術館、図書館 等	営利目的の会社や個人経営の教育施設 企業等の研修施設
授業	講義、実習、演習、ゼミ、部活動、課外活動、学校が主催する公開講座	教職員会議、保護者会
教育を担当する者	教諭、教授、講師、教員等 教諭等の指示を受けて公衆送信を行う補助者	(教育委員会)
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等 履修者等の求めに応じ公衆送信を行う補助者	
必要と認められる限度	クラス単位や授業単位までの数の複製・送信 授業参観の参加者への資料の複製・送信	(ウェブサイト等での一般公開)
著作権者の利益を不当に害する場合	(不当に害する可能性が低い例) ● 採択された検定教科書の当該教科履修期間における複製・公衆送信 ● 短歌や写真等の1著作物の全部の複製・公衆送信	(不当に害する可能性が高い例) ● 学習用の市販のソフトウェアを1ライセンスのみ購入し、児童・生徒に公衆送信 ● ドリルや問題集を購入の代替となるような態様で複製・配信

認可された補償金額の概要



- **意見聴取期間** 2020年8月6日～9月23日
- **認可申請** 2020年9月30日 ⇒ **12月18日 文化庁長官認可**
- **認可された補償金額**

■ 補償金の料金体系と金額

- ① 学校種別の年間包括料金※1 (公衆送信の回数は無制限)
授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額
 - 大学 720円 (月平均60円)
 - 高校 420円 (月平均35円)
 - 中学校 180円 (月平均15円)
 - 小学校 120円 (月平均10円)
 - 幼稚園 60円 (月平均 5円)
 - 社会教育施設、公開講座等
30人を定員とする1講座・講習を1回の授業として、**授業毎に300円**
- ② 公衆送信の都度支払う場合の料金
1回・1人当たり10円
(対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送毎)
※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

■ 補償金額の算出根拠

著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

■ 定期的な見直し

3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

※1：学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能。

人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する教育機関や通信制教育機関、特別支援学校・学級、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生については50%減額。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（2020年4月20日閣議決定）

IV. 強靱な経済構造の構築

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

・授業目的公衆送信補償金制度の早期施行（文部科学省）

○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

（5）オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

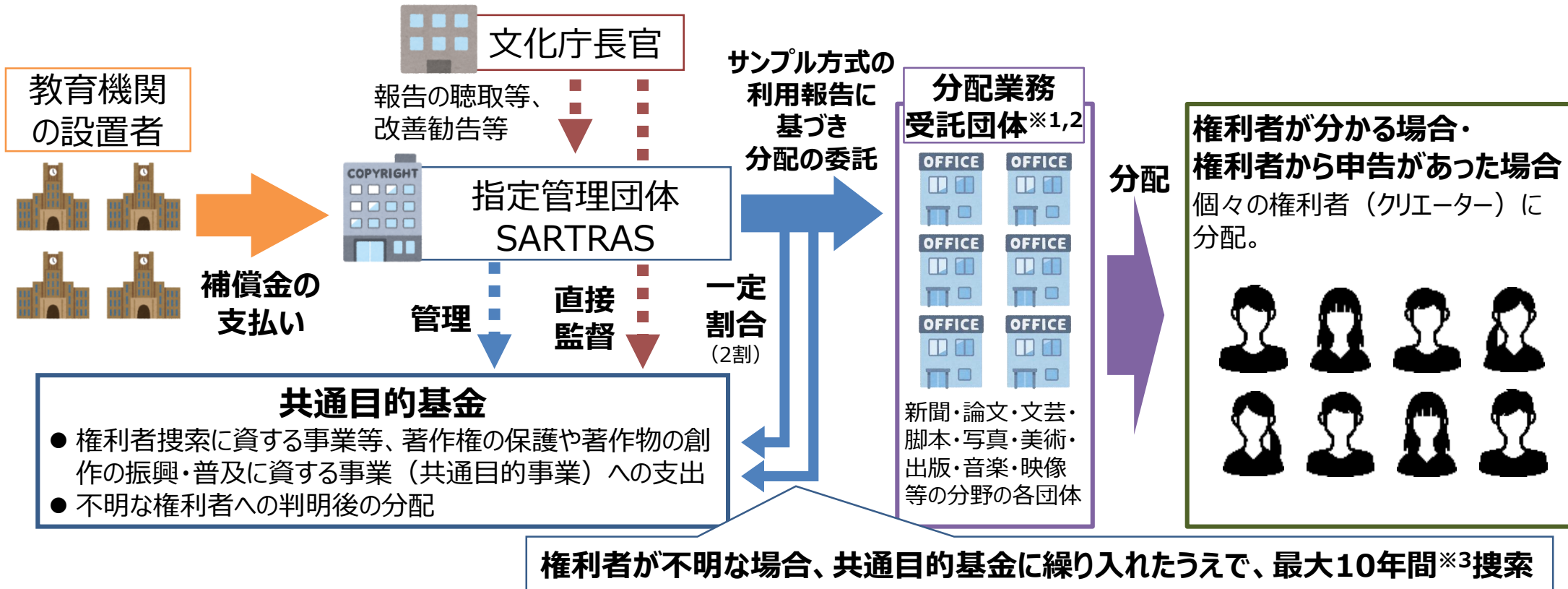
デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする著作権法の一部を改正する法律は公布日（平成30年5月25日）から3年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

●文部科学省における支援の状況

文部科学省では、認可された補償金額をベースとして、公立学校等については地方財政措置を講じ、国立大学等や私立学校等については、運営費交付金や私学助成といった基盤的経費の2021年度予算案に補償金の支払いに必要な経費を計上。

補償金の分配スキームの概要

- サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の**分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託**し、受託団体が**できる限り個別の権利者に分配**。また、著作権の保護や著作物の創作の振興・普及のため、**クリエイターや教育全体の利益に資する共通目的事業に支出**。
- **権利者特定分のみ受託団体に分配を委託**。それ以外の補償金収入額はSARTRASが管理し、文化庁が直接監督することで透明性を確保。



※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分配の再委託は原則不可。ただし適正で効率的な分配を実現するためやむをえない事情がある場合、SARTRASの承認を得て可能。再委託に係る経費は受託団体が負担。 ※2：分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う（大学教員への分配の窓口となる団体が来年度に設立される予定）。また、海外の権利者に対して分配を行う窓口となる団体を本年夏頃を目途に設立し、来年度中に外国の権利者団体と双務協定を締結予定。 ※3：一般債権の消滅時効が最大10年であることから。

1. Withコロナ、Postコロナ時代において、
**優れたコンテンツに基づくオンライン教育を推進する上で、
本制度はますます重要**となってきました。
2. **教育現場が著作物利用を委縮せず**に
ICTを活用した教育を進めていくためにも、
設置者において支払い義務を適切に果たすことが大切
であると考えています。

- 文化庁 授業目的公衆送信補償金の額の認可について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>



←補償金額の認可の内容等についてはこちら

- 指定管理団体（SARTRAS）認可関係資料

<https://sartras.or.jp/ninka/>



←補償金規程等についてはこちら

- 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」を公表

<https://forum.sartras.or.jp/info/005/>



←授業を目的とする著作物利用に関するガイドラインはこちら

図書館資料の送信サービス等図書館関係の 権利制限規定の見直しに係る著作権法改正案について

1. 図書館関係の権利制限規定の見直し (基本的な考え方・制度改正の全体像)

【基本的な考え方】

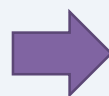
- ・ **図書館関係の権利制限規定**については、従来から課題が指摘されていたところ、今般の**新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等**によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係る**ニーズが顕在化**。



- ・ **民間事業者によるビジネスを阻害しないよう十分注意**しつつ、デジタル・ネットワーク技術を活用した**国民の情報アクセスを充実**させる必要。

【制度改正の全体像】

① 絶版等により一般に入手困難な資料
(絶版等資料)



国立国会図書館によるインターネット送信
(ウェブサイト掲載) を可能とする

② 一般に入手可能な資料
(図書館資料)



補償金の支払いを前提に、一定の図書館等で
著作物の一部分のメール送信等を可能とする

新刊書など



※ 厳格な要件により正規市場との競合等を防止

1. ① 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信 (第31条第4項等関係)

【現行制度・課題】

- ・ 国立国会図書館は、デジタル化した絶版等資料（絶版その他これに準ずる理由により入手困難な資料）のデータを、公共図書館や大学図書館等に送信することなどが可能。
 - ⇒ 利用者は、公共図書館や大学図書館等に足を運んで、絶版等資料を閲覧
 - ⇒ 感染症対策等のために図書館が休館している場合や、病気等で図書館に行けない場合、近隣に図書館が存在しない場合には、絶版等資料の閲覧が困難

【改正内容】

- ・ 国立国会図書館が、絶版等資料（3月以内に復刻等の予定があるものを除く）のデータを、事前登録した利用者（ID・パスワードで管理）に対して、直接送信できるようにする。
 - ⇒ 利用者は、国立国会図書館のウェブサイト上で資料を閲覧できるようになる
（※）実際に送信対象とする資料は、当事者間協議に基づく現行の運用（漫画・商業雑誌等を除外）を尊重
- ・ 利用者側では、自分で利用するために必要な複製（プリントアウト）や、非営利・無料等の要件の下での公の伝達（ディスプレイなどを用いて公衆に見せること）を可能とする。

<現行：図書館等にのみ送信可能>



「絶版等資料」（入手困難資料）の定義・運用

法律上の定義

「絶版等資料」は、法律上、「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」と定義されている（法第31条第1項第3号）。「絶版」はあくまで例示に過ぎず、絶版か否かに関わらず、現に「一般に入手することが困難」と言えるかどうかによって判断される。

「絶版等資料」になる場合（例）	「絶版等資料」にならない場合（例）
紙の書籍が絶版で、電子出版等もされていない場合	紙の書籍が絶版だが、電子出版等がされている場合
将来的な復刻等の構想があるが、現実化していない場合	単に値段が高く経済的理由で購入が困難である場合
最初からごく小部数しか発行されていない場合 （例：大学紀要、郷土資料等）	海外から取り寄せる必要があるなど、入手までに一定の時間を要する場合

（※）なお、例えば、初版本（絶版）と復刻版が異なる内容である場合には、初版本については絶版等資料に該当することになると考えられる。

関係者間協議に基づく運用

- ・ 漫画、商業雑誌、出版されている博士論文等については、取扱いを留保・除外（送信しない）。

（※）法律上は送信することも可能となっているが、権利者保護の観点から、運用上送信しない取り決めをしている。

- ・ その他の図書等については、（i）国立国会図書館による入手可能性調査（目録等を確認の上、リスト化）

、
（ii）事前除外手続、（iii）事後除外手続（オプトアウト）という3段階の手続を行い、「絶版等資料」であること、権利者の利益を不当に害しないことなどを担保。

（※）上記（ii）（iii）で出版社等から除外申出があった場合、（ア）市場で流通している場合（おおむね3か月を目安として流通予定である場合を含む）、（イ）著作権が集中管理されている場合、（ウ）著作者から送信停止要請があった場合（人格的理由）、（エ）経済的理由以外の正当な理由（人権侵害、個人情報保護等）がある場合には、送信対象資料から除外されることとなる。

条文解説

第31条第4項

国立国会図書館が、絶版等資料（3月以内に復刻等の予定があるものを除く）のデータを、事前登録した利用者（ID・パスワードで管理）に対して送信できる。

青字：対象行為の中核、赤字：送信に当たっての条件

（図書館等における複製等）

第三十一条（略）

2・3（略）

4 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、**特定絶版等資料に係る著作物**について、第二項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、**自動公衆送信**（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物の**デジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置**として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）**を行うことができる。**

一 当該自動公衆送信が、当該著作物を**あらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者**（次号において「**事前登録者**」という。）**の用に供することを目的とするものであること。**

二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に**事前登録者であることを識別するための措置を講じていること。**

絶版等資料のうち、3月以内に復刻等の予定があるものを除いたもの（第6項で定義）

ID・パスワードの入力を求める措置

条文解説

第31条第5項

国立国会図書館からの送信を受信した利用者が、自ら利用するために必要な限度での複製（第1号）及び公の伝達（第2号）を行うことができる。

- 5 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。
- 一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること。
 - 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。
 - イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 公共の用に供される施設であつて、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するもののうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

ロ： 巨大スクリーンなどに表示する場合には、権利者への影響が大きいことから、厳格な要件を設定

送信対象となる「**特定絶版等資料**」について、**絶版等資料のうち、権利者からの申出に基づき、国立国会図書館の館長が3月以内に絶版等資料に該当しなくなる（復刻等がされる）蓋然性が高いと認めた資料を除いたものとする。**

- 6 第四項の**特定絶版等資料**とは、第二項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る**絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出**を受けて、**国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたもの**をいう。
- 7 **前項の申出**は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた日から起算して**三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。**

1. ② 図書館等による図書館資料のメール送信等 (第31条第2項等関係)

【現行制度・課題】

- ・ 国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等は、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分（「半分まで」というのが一般的な解釈・運用）を複製・提供（郵送を含む）することが可能。
 - ⇒ メールなどでの送信（公衆送信）は不可
 - ⇒ デジタル・ネットワークを活用した簡易・迅速な資料の入手が困難

【改正内容】

- ・ 権利者保護のための厳格な要件（次頁参照）の下で、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分（政令で定める場合には全部）をメールなどで送信することができるようにする。
- ・ 公衆送信を行う場合には、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求める。
 - （※）実態上、補償金はコピー代や郵送代と同様、基本的に利用者（受益者）が図書館等に支払うことを想定。
 - （※）補償金の徴収・分配は、文化庁の指定する「指定管理団体」が一括して行う。補償金額は、文化庁長官の認可制（個別の送信ごとに課金する料金体系、権利者の逸失利益を補填できるだけの水準とする想定）



【権利者保護のための厳格な要件設定】

(1) 正規の電子出版等の市場との競合防止

著作物の種類や電子出版等の実施状況などに照らし「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、公衆送信を行うことができない旨のただし書を設ける。

(※) 具体的な解釈・運用は、文化庁の関与の下で幅広い関係者によりガイドラインを作成

(2) 利用者によるデータの不正拡散等の防止

・事前に、利用者が図書館等に氏名・連絡先等を登録することを求める。

(※) 登録の際、不正利用防止のための規約への同意を求める。不正利用が判明した場合はサービスを停止

・図書館等による公衆送信に当たって、技術的措置（コピーガードの付加や、電子透かしによる利用者情報の付加など：省令で具体化）を講ずることを求める。

(3) 図書館等における法令を遵守した適正な運用等の担保

以下の要件を満たす図書館等のみが公衆送信を実施できることとする。

(ア) 公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者を配置していること

(イ) 公衆送信に関する業務に従事する職員に対して研修を実施していること

(ウ) 利用者情報を適切に管理すること

(エ) 公衆送信のために作成したデータの流出防止措置を講ずること

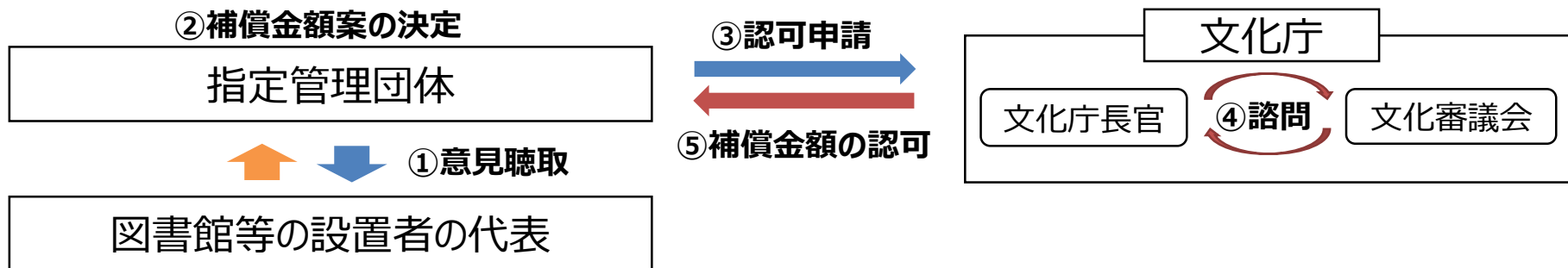
(オ) その他、文部科学省令で定める措置を講ずること

(※) 上記のほか、関係者間で運用上の詳細なルールが定められることを想定

補償金に関するスキーム（イメージ）

補償金額の認可

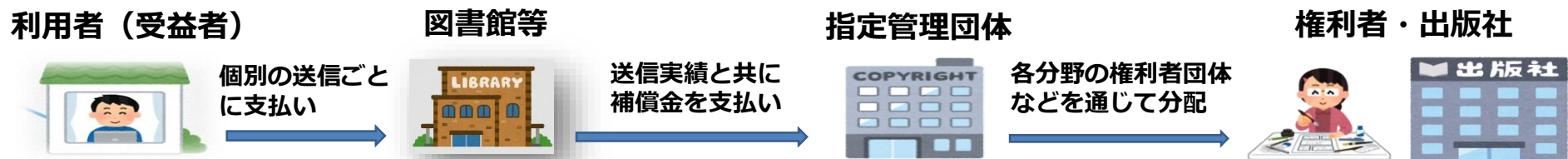
- 指定管理団体が、①図書館等の設置者の代表からの意見聴取を経て、②補償金額案を決定し、③文化庁長官に対して認可申請を行う。
- 文化庁長官は、④文化審議会への諮問を経て、⑤適正な額であると認めるときは補償金額の認可を行う。



(※) なお、この補償金は、裁定制度における補償金のように、個別の利用ごとにアドホックに定められるものではなく、図書館等における送信サービスにおいて幅広く適用される一般的な基準として定められるもの。

補償金の徴収・分配

- 各図書館等が、個別の送信ごとに利用者（受益者）から補償金を徴収し、一括して指定管理団体に支払う（その際、送信実績もあわせて送付する）
- 指定管理団体は、送信実績をもとに、各分野の権利者団体などを通じて権利者・出版社に分配。



具体的な補償金の料金体系・金額は、前頁に記載の経路を経て、最終的には文化庁が認可することとなるが、現時点における基本的な考え方は、以下のとおり。

- 包括的な料金体系（例：年額〇円）ではなく、**個別の送信ごとに課金する料金体系**とする。
- 一律の料金体系（例：1回〇円）ではなく、**著作物の種類・性質や、送信する分量等に応じたきめ細かな設定**を行うことも想定。
- 権利者の逸失利益を補填できるだけの水準**とすることが重要。
- 現時点で想定される主な考慮要素**は、以下のとおり。

<補償金額の設定に当たっての主な考慮要素>

- ①**著作物の種類・性質・経済的価値**（例：市場価格等を踏まえた料金体系）
- ②**送信する分量**（例：ページ数に連動した料金体系）
- ③**送信形態・利用者の受ける便益**（例：FAXとメール等での差異、プリントアウトの可否による差異）
- ④**著作権等管理事業者などにおける使用料の相場**
- ⑤**諸外国における同様のサービスの相場**（例：ドイツ（著作物の10%が上限などのルールあり）では、1回当たり、公的機関・個人は3.27€、営利利用者は16.36€（ライセンス）など）
- ⑥**図書館等における事務負担・円滑な運用への配慮**

条文解説

第31条第2項

一定の要件を満たした図書館等では、調査研究の用に供するため、著作物の一部分について、権利者の利益を不当に害しない範囲で、公衆送信等を行うことができる。

青字：対象行為の中核、赤字：ただし書（送信不可の場合）及び送信に当たっての条件

（図書館等における複製等）

一定の要件を満たした図書館等（第3項で定義）

第三十一条（略）

2 **特定図書館等**においては、その**営利を目的としない事業**として、**当該特定図書館等の利用者**（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。）を登録している者に限る。第四項及び第百四条の十の四第四項において同じ。）**の求めに応じ**、その**調査研究の用に供するため**に、公表された**著作物の一部分**（国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が**著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部**）について、**次に掲げる行為を行うことができる**。**ただし、当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）の実施状況を含む。第百四条の十の四第四項において同じ。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

「全部」の利用を認めて良いと関係者が合意したものを、随時政令で追加していくことを想定

公衆送信のために必要な複製（第1号）及び公衆送信（第2号）

- 一 図書館資料を用いて次号の**公衆送信のために必要な複製**を行うこと。
- 二 図書館資料の原本又は複製物を用いて**公衆送信**を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された**電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）**による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置**として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）。
- 3 前項に規定する**特定図書館等**とは、**図書館等であつて次に掲げる要件を備えるもの**をいう。
 - 一 前項の規定による**公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者**が置かれていること。
 - 二 前項の規定による**公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修**を行つていること。
 - 三 **利用者情報を適切に管理するために必要な措置**を講じていること。
 - 四 前項の規定による公衆送信のために作成され**電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置**を講じていること。
 - 五 **前各号に掲げるもののほか**、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として**文部科学省令で定める措置**を講じていること。

※利用者側で可能な行為（複製）について規定

- 4 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した**特定図書館等の利用者**は、**その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。**

図書館等の設置者による補償金の支払い、文化庁長官の指定する指定管理団体による権利の一括行使（徴収・分配）、補償金額の文化庁長官による認可制について規定。

- 5 第二項の規定により著作物の**公衆送信を行う場合**には、**特定図書館等を設置する者**は、**相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない**。

（図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使）

第百四条の十の二 **第三十一条第五項**（第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。第百四条の十の四第二項及び第百四条の十の五第二項において同じ。）**の補償金**（以下この節において「**図書館等公衆送信補償金**」という。）**を受ける権利**は、図書館等公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において「**権利者**」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、**全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた団体**（以下この節において「**指定管理団体**」という。）**によつてのみ行使することができる**。

- 2 （略）

（図書館等公衆送信補償金の額）

第百四条の十の四 第百四条の十の二第二項の規定により指定管理団体が図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、**指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない**。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 **前項の認可があつたときは、図書館等公衆送信補償金の額は、第三十一条第五項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする**。

図書館等の設置者代表からの意見聴取、文化庁長官による認可に当たっての考慮事項、文化審議会への諮問、補償金の利用者への円滑・適正な転嫁について規定。

- 3 **指定管理団体**は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、**図書館等を設置する者の団体で図書館等を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。**
- 4 **文化庁長官**は、第一項の認可の申請に係る図書館等公衆送信補償金の額が、**第三十一条第二項の規定の趣旨**、図書館等公衆送信に係る著作物の種類及び用途並びに図書館等公衆送信の態様に照らした**著作権者等の利益に与える影響**、図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができることにより**特定図書館等の利用者が受ける便益その他の事情**を考慮した**適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。**
- 5 **文化庁長官**は、第一項の認可をするときは、**文化審議会に諮問しなければならない。**

附 則

(検討等)

第八条 (略)

- 2 **政府**は、第二条改正後著作権法第三十一条第三項に規定する**特定図書館等の設置者による図書館等公衆送信補償金**（第二条改正後著作権法第百四条の十の二第一項に規定する図書館等公衆送信補償金をいう。以下この項において同じ。）の**支払に要する費用を第二条改正後著作権法第三十一条第二項に規定する特定図書館等の利用者の負担に適切に反映させることが重要**であることに鑑み、**その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、図書館等公衆送信補償金の趣旨及び制度の内容**について、**広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。**

◆知的財産推進計画2020（令和2年5月27日知的財産戦略本部決定）【図書館関係】

【本文】

絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、**図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとする**ことについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

【工程表】

図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについては、2020年度内早期に文化審議会で検討を開始し、**2020年度内に一定の結論を得て、法案の提出等の措置を講ずる。**

◆図書館関係

- **法制度小委員会**の下に、**専門のワーキングチーム**を設置して集中的に検討。
 - 第1回：**図書館等関係者（※）からのヒアリング**、自由討議
(※) 国立国会図書館、日本図書館協会、国公立大学図書館協力委員会、全国美術館会議、日本博物館協会、図書館休館対策プロジェクト
 - 第2回：**権利者（※）からのヒアリング**、自由討議
(※) 学術著作権協会、日本写真著作権協会、日本書籍出版協会・日本雑誌協会、日本新聞協会、日本美術著作権連合、日本文藝家協会、日本漫画家協会
 - 第3回～第5回：制度設計等の議論、**ワーキングチーム報告書**をとりまとめ（11月13日）
- ワーキングチーム報告書をもとに、**法制度小委員会**で議論し、**小委員会としての「中間まとめ」**をとりまとめ（12月4日）。
- パブリックコメント**を実施（12月4日～12月21日）。合計195件の意見が提出。
- パブリックコメントでの意見も反映の上、**法制度小委員会**で議論し、**小委員会としての「報告書」**をとりまとめ（1月15日）
- 著作権分科会（※）**で議論し、分科会としての**最終的な「報告書」**をとりまとめ（2月3日）
(※) 図書館関係者、幅広い権利者（出版・新聞・文芸・写真など）、消費者なども委員となっている。

【参考3】 国立国会図書館における資料デジタル化の状況

◆デジタル化資料の提供状況（令和3年1月時点）

館内限定	図書館送信 (絶版等資料)	インターネット提供 (保護期間満了等)	計
約69万点	約152万点	約55万点	約276万点(※)

(※) デジタル化済資料は、対象となる和図書・雑誌の1/5程度に留まる

◆絶版等資料の図書館送信の状況（令和2年12月時点）

- ・対象図書館（承認館）：1,251館（公立645館、大学574館、専門32館）
- ・閲覧回数：年間約30万回（令和元年度）
- ・複写回数：年間約13万回（令和元年度）

＜参考＞ 令和2年補正予算（第3号）

予算規模：約60億円（資料デジタル化、OCRによる全文テキスト化など）

【参考4】 図書館に関する基礎情報・複写サービスの実態

	国立国会図書館	公共図書館	大学図書館
館数	1	<u>3,360</u> (県:59、市区:2,650、 町村:629、私:22)	<u>1,519</u> (国:285、公:142、私: 1,092)
複写サービス	実施(年間約130万件)	全体の <u>9割程度</u> で実施 (年間約2千万枚)	全体の <u>8割程度</u> で実施 (年間約3千万枚)
複写物の郵送	実施(年間約30万件)	全体の <u>3割程度</u> で実施	全体の <u>7割程度</u> で実施
料金(例)	【複写】A4白黒で1枚26.4円 (職員) 【郵送】上記+発送事務手数料 (国内220円、国外350円)+ 送料(実費)	【複写】A4白黒で1枚25円 (職員)、1枚10円(セルフ) 【郵送】A4白黒で1枚30円 +送料(実費) (※)東京都立中央図書館の例	【複写】白黒で1枚20円(職員)、 1枚10円(セルフ) 【郵送】白黒で1枚20円 (送料の負担なし) (※)東京大学総合図書館の例

<出典>

国立国会図書館：国立国会図書館ウェブサイト

公共図書館：平成30年度社会教育調査（文部科学省）【館数】、「図書館における著作権対応の現状」（日本図書館協会、2005）
【複写サービス・郵送】、「日本の図書館 統計と名簿 2019」（日本図書館協会）【複写枚数】、東京都ウェブサイト【料金】

大学図書館：令和元年度学術情報基盤実態調査（文部科学省）【館数・複写サービス】、「図書館における著作権対応の現状」（日本図書館協会、2005）【郵送】、「日本の図書館 統計と名簿 2019」（日本図書館協会）【複写枚数】、東京大学ウェブサイト【料金】